

## 吹田市環境影響評価審査会（平成 28 年度第 1 回）会議録

日時：平成 28 年 4 月 5 日（火）16：00～18：00

場所：吹田市役所 低層棟 3 階 研修室

出席者

委員：塚本会長、山中副会長、井ノ口委員、小田委員、加賀委員、桑野委員、近藤委員、  
武田委員、原委員、張野委員、福田委員、松井委員、吉田委員、米田委員

事務局：今川部長、柚山次長、佐藤室長、小山主査、丸谷主査、奥野係員

連絡調整会議：総務予防室 明原主幹、環境保全課 道澤課長、都市計画室 大棕参事  
柿本主査、計画調整室 真壁参事 楠本主幹、公園みどり室 片山主幹、  
文化財保護課 増田課長

事業者：大林新星和不動産株式会社

株式会社大林組

株式会社シードコンサルタント

株式会社市浦ハウジング&プランニング

傍聴者：無し

内容：1 開会

### 【審議事項】

2 （仮称）吹田円山町開発事業

(1) 住民等の意見について

(2) 審査会委員等の意見等及びこれに対する事業者の見解について

(3) 吹田市環境影響評価審査会意見（案）について

事務局（佐藤室長）

それでは、定刻を若干過ぎてしまったのですが、ただ今から、吹田市環境影響評価審査会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私、環境部環境政策室の佐藤と申します。この度の人事異動におきまして、環境政策室長を拝命いたしております。引き続きよろしくお願ひ致します。また、大変僭越ではございますが、議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

開催に先立ちまして、環境部長よりひとことご挨拶させていただきます。

（今川環境部長の挨拶）

事務局（佐藤室長）

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、ただ今から、吹田市環境影響評価審査会を開催いたします。本日は、ご多忙のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。本日は、委員 15 名のうち、14 名のご出席をいただいております。従いまして、審査会開催の成立条件を満たしておりますので、そのことをご報告させていただきたいと思っております。

それでは、議事に入っていきたいと思っておりますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃるのでしょうか。

事務局（佐藤室長）

本日の傍聴希望はございませんでした。

会長

ありませんでしたか。わかりました。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。

それでは、お手元に、議事次第があるかと思っておりますけど、2 番目の「(仮称)吹田円山町開発事業」の審議に入りたいと思っております。本事業につきましては、昨年、平成 27 年 12 月 9 日に提案書についての第 1 回の審議を行っております。ということで、本日は 2 回目の審議となります。本日の審議は、第 1 回の審査会でのご意見、あるいは、第 1 回の審査会終了後に事務局の方に各委員の方々からご提出いただいているかと思うのですが、それらのご意見を踏まえた審議ということになっております。

また、事務局の方に、委員の皆様、市の関係部局、あるいは住民の方々からの意見が提出されており、それを基に事務局の方で提案書に対する本審査会としての答申(案)を作成いただいておりますので、そちらの方についても審議を行いたいというふうに思っております。

それでは、早速ですが、議事次第 2 番目の住民等の意見について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局（丸谷主査）

(配付資料の確認)

(「資料 1 住民等の意見及び意見交換会の概要」をもとに、住民等からの意見の提出状況、意見の概要等の説明)

会長

ありがとうございます。ただ今の資料 1、それから別紙に対する説明について何か、委員

の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

この別紙に載っているのは、先程おっしゃられました、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」の意見書についてもこの中に一緒に載っていると考えてよろしいですか。

事務局（丸谷主査）

はい。全て含めて載せさせていただきますいております。

会長

わかりました。他、何かございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、続きまして、議事次第の 2 番目の「審査会委員等の意見等及びこれに対する事業者の見解」ということで、そちらの方に行きます。先程申し上げました、第 1 回目の審査会とその後の意見集約で出された審査会委員の意見のほか、市の関係部局からの意見、それから、それに対する事業者の見解をまとめた資料 2 とそれに関連する資料がありますので、事務局と事業者より説明をして頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（丸谷主査）

（「資料 2 提案書についての審査会委員等の意見及びこれに対する事業者の見解」を基に意見の概要について説明）

事務局（丸谷主査）

ただいまの概要のほか、事業者の説明の前に一時避難地について、事務局の方から補足的に、説明をさせて頂きたいと考えております。資料 2 の 8 ページをご覧くださいませでしょうか。一時避難地の意見につきましては、審査会の委員の皆様からもご意見を頂戴しておりますのと住民の方々からも、意見を頂戴しておりますが、それに対する事業者の見解に事務局から、補足をさせて頂きたいと考えております。

一時避難地につきましては、事業者の見解の中にも記載がありますが、二次災害に備えて、一時的に、自主的に避難する場所となっております。避難所とは異なり、そこで実際に避難された方が寝泊まりをしたり、物資が運ばれてくるというようなところではありません。また、この一時避難地につきましては、吹田市が、土地所有者の同意を得まして指定させていただいているもので、事業者がこの一時避難地をこちらに残しておかなくてはならない等の制約といったものもございません。では、周辺の方々がこの一時避難地がなくなった場合に、どうされるかということにつきましては、少し距離が有る地域もあるのですが、関西大学の方に、一次避難地の指定を吹田市の方で行っておりますので、今後周辺住民の方々につきましてはそちらの方に避難して頂くように周知を図っていく考えでございます。事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、続きまして事業者の方からご説明をお願い致します。

株式会社シードコンサルタント

本事業におきまして、環境影響評価及び開発事業にかかります設計をさせていただいておりますシードコンサルタントでございます。先程ご説明いただきましたように、提案書に対するご意見を頂きましたものに対しまして、事業者見解としましては、資料 2 でお示ししているところではありますけれども、その中から、特に追加、及び補足でご説明させて頂きたい事を資料 3～9、それと、パワーポイントを用いて、これからご説明させて頂きたいと思います。説明の方は、それぞれの担当からさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

株式会社市浦ハウジング&プランニング

動線計画とパッシブ街区計画につきましてご説明させて頂きます。基本計画のお手伝ひをしております市浦ハウジング&プランニングでございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

(「資料 7 動線計画の考え方(緊急動線含む)」をもとに動線計画、パッシブ街区計画について説明)

(「資料 4 パッシブ街区の検討(風シミュレーション結果含む)」をもとにパッシブデザインについての説明)

株式会社シードコンサルタント

(「資料 8 土地利用計画に基づく 3D モデル」をもとに 3D モデル、境界付近の主要断面、取り付け道路等について説明)

株式会社シードコンサルタント

続きまして、ご説明させて頂きます。

(「資料 6 一時避難地としての機能継承・強化計画及び地域の防災拠点としての機能維持・向上計画の概要」をもとに一時避難地としての機能維持・向上計画について説明)

(「資料 5 事業地全域での想定緑化率算定表」をもとに事業地全域での想定緑化率について説明)

(「資料 9 供用後の自家用車想定ルートの変更ルート図」をもとに、供用後の想定ルー

トの変更について説明)

(「資料 3 名神からの騒音・大気質の影響についての検討」をもとに、名神高速道路からの騒音・排気ガスの影響についての検討結果を説明)

(景観の視点場についてパワーポイントをもとに説明)

会長

以上ですか。ありがとうございます。ただ今の事業者による、お手元資料 2 番から 9 番をスライド化したもののご説明がございました。それでは、たくさんありますので、順不同で結構です。何かご意見、ご質問等ありましたら、活発なご議論をお願い致します。

A 委員

風のシミュレーションをされているのですが、この表示っていうのは、これは高さ何メートルのところを言っているのでしょうか。

株式会社市浦ハウジング&プランニング

4mです。

A 委員

4mだと、2 階の中くらいに相当しているということですか。それと、もう一つはですね、ウィンドキャプチャーが話で出ましたけど、これは建売住宅なのですか。それとも個人で建てるのですか。

株式会社シードコンサルタント

これにつきましては、おっしゃる通り、ここは、建売住宅あるいは売建の住宅がございます。個々の宅地内への取り組みのご説明は、こういうことが考えられるということですので、一部ご提案していくとかということですので、今決定している内容ではないということですので。

A 委員

こういうのを提案していくということ、と考えたらよろしいですか。わかりました。

会長

他、よろしゅうございますか。どうぞ。

B 委員

前回もお聞きしているかもしれないですが、エコタウンということで、あまり車の使用

を前提としない場所であって欲しい訳なんですけども、動線計画の考え方、資料7の12ページですね、最寄りの駅が阪急関大前駅ということで、北東部ですよ。計画地の一番右上のニョロっと道路がなっているところで、ここ詰まっているじゃないですか、家のところで、12ページの一番北東部にある角の所の道路が途中で切れているところってありますよね。ここがつながると、関大前駅にもものすごく近くなって、徒歩としていけると思うんですけどなんでこうなりましたっけ。断面図の方を見ても7と7'が描かれてる断面図の5ページですね、ここでも段差ないわけですよ。この理由をお聞かせ下さい。

株式会社シードコンサルタント

それは、住民の方々からも出ている意見でございます。そこにつきましては、このくらいのスケールでは表せない剃刀状の第三者の土地が有りまして、どうしても接道できないという状況にあり、今の現計画となっております。

B委員

今思い出しました。確か、この外側の道路と計画地のギリギリのところに薄皮一枚の、ということでしたよね。何とかならないものなんですか。これ、ずいぶん、駅までの歩行経路が変わりますよね。何ともならないものなんですか。

株式会社シードコンサルタント

事業者としても何とかできないかな、という思いもあるところではございますが、何ともならないという現状でございます。

会長

他、何かございませんか。どうぞ。

C委員

資料3の騒音のところについて、お尋ねしたいんですけども、この保全対象と仰っているのは、今ある既存の住宅に対する影響ということですね。見せて頂いたときに、集合住宅なんかもあったと思うんですけど、その高さもちゃんと配慮されているのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

今お示ししている6断面につきましては、一番周辺の、直近の住宅をピックアップして取っておりますので、この6断面に集合住宅は入っておりません。基本的にこの6断面で全体的な事を申し上げることができるのかなあと思ったのは、いわゆる名神と今ある既存住宅との高低差は関係ないということ、それは、事業計画地外ですから、今申し上げるこ

とができるのと、この 6 断面で事業計画地の切盛が、その中間において大きな変化がないということはお示しできたんじゃないかと思っています。

#### C 委員

そして、今度この計画地に新しく作られる住宅については、もちろん、かなり騒音源と近いわけですから、そういうことを考慮して建物を建てて頂くということになるわけですね。

#### 株式会社シードコンサルタント

計画地の中の住宅については、先程のパッシブな考え方と、例えば、防音の考え方を合わせたものを検討するというか、よりよいものをご提案していくという考えでございます。

#### C 委員

分かりました。ありがとうございました。

#### 副会長

同じく資料 3 の騒音のところ、ちょっと確認させて頂きたいんですけども、7 ページの先程の断面⑥なんですけれども、ここだけは高さが、将来のところ、低くなってしまいますので、騒音の増加が考えられうるということだと思んですが、ここについても計算とか、予測はされないということですか。

#### 株式会社シードコンサルタント

先程申し上げたように、地盤だけを考えれば、音の影響としては増加するという結果になっていることは事実です。ただし、音の影響の程度がどの程度かということも考え合わせますと、元々遮音壁が有り、一回回折をしております。そして、この音源から住宅までも 100m かいくらかありますので、かなり距離減衰が効いているということですので、そもそも現状でも、いわゆる音の影響の程度としては大きくない、ということと、家が建った場合には現状の地盤の代わりをして第 2 回折、第 3 回折も起こりうるということで、将来的に大きく変わるということはないということで、シミュレーションまでは考えていないということです。

#### 副会長

まあ、おっしゃっていることはわかるんですけども、それがどの程度そうなのかということの数値で示して頂かないと納得はできないというのが、恐らく我々も、住民の皆さんもそうだと思うんですけども、技術的に非常に困難であるということであれば、また別の方法なんかも検討しないといけない、やはり、何かしらの試算なり、まあ、仮定を置

かないと出来ないということもあろうかと思えますし、どんな建物が将来建っていくのかというの分からないというところかと思えますけども、安全側にとって、このくらいっていうんですかね、おおむねの数値というのをやって頂くと。明らかに、他の断面については大丈夫そうだなということで、理解はできるんですけども、やはり、悪くなるという、定性的に悪くなるということが明白であるならば、やはりそこはちょっと示して頂く方がいいんじゃないかと思えますが。いかがでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

地盤高さだけを考えると悪くなるということで、これに家が建つとですね、その家で回折されるということで、現状と同じという風に考えていいのではないかな、というのが一つと、

副会長

であるならばですね、ここに家の図を重ねて頂いて、家がスケールのどのくらいか分からないので、で、縦横の縮尺が違いますので、これはやはり同じ縮尺で書いて頂いて、どうだろうというところを見せて頂けますか。

株式会社シードコンサルタント

分かりました。これでは、口頭で言っていることが確かに示されていないので、そういう形でお示ししたいと思います。

会長

他の委員の方々、いかがでしょうか。どうぞ。

D 委員

3点ほどあります。1つは、資料4で、風シミュレーションで、風の流れが悪いということで、北東側の街区の見直しをされたということですけども、一方で、資料8の3Dモデルの方は、改善案ではなくて元の案のままかな、というように見えるんですけども、結局、どれが最新の街区プランなのかというのがよく分からないということが一つあります。単に検討されただけなのではないでしょうか。最新の街区プランの説明をお願いします。2つ目は、3Dモデルの、このA3のモデルなんですけども、まず、全体として、我々は良くわかるんですけど、これを仮に住民の説明会で使用されるとすると、今、等高線にそって段々に描かれていますので、実際にこういう階段形状ができるのか、もしくは、スムーズな斜面になるのか、斜路になるのか、その辺りの見極めがつかないと思えますので、段のところは段で表現する、それから、斜めの斜路のところは斜路で表現する。そういうような取り組みもして頂きたいというのが2つ目です。それから、フォトモンタージュの視点場につきまして、



敷地内ではやらないという話は、理解できたんですけども、実際、じゃあどこを視点場としてお考えなのかということが、確かまだ出てきてないような気が致しますので、何点くらいなのかということと、どこまで離れたところからシミュレーションを考えられているのか、そのあたりをお聞かせ下さい。以上です。

#### 株式会社シードコンサルタント

まず、1点目の街区計画、土地利用の動線のところですか。これは、今、提案書に関する審査会ですので、資料も提案書ということで、ベースの土地利用計画図は提案書にお示ししているものを使ってございます。風シミュレーションで検討を加えましたところの街路は、変更しまして、それは、評価書案の検討の時には、その街区計画、土地利用計画でお示したいと思っております。それは、当然、シミュレーションで検討しておりますのでその結果は反映しております。2つ目ですけれども、表現ができるかということについては、検討させて頂きたいと思うんですけども、一つは、住民さんからのご意見で、例えば、うちの前はどうかというような個々別々のご意見が出ておまして、そういった場合は、この断面の1~8、ここではまあ、抽出して8個示しておりますけれども、こういった形ですね、お示しする方が分かりやすいのではないかという考えも事業者としては持っております。それと、3番目につきまして、景観の視点です。これはまさしく今、環境アセスメントの評価書案の作成中でございます、その調査の中で視点場を決定していきたいと思っております。その視点場についての考え方は、これは技術指針にも示されておりますように、遠景域、中景域、近景域というものを考えておまして、それが、3地点になるのか、適当なところがないから2地点、あるいは4地点になるのかというところは、それも含めて今評価書案を作成中でございます。

#### 会長

他、何かございますか。どうぞ。

#### E 委員

資料と関係なく、どっちかと言ったらアセス案件というよりお願いなんですけど、結構、環境に配慮して雨水を浸透さすとかがあるかと思うんですけど、この別紙を読むとそんなことが書いてありまして、何も考えずに雨水を入れちゃうと、盛土部分は非常に弱くなったりしますので、ちゃんとその排水を入れるんだったら出すところもちゃんと考えてやって頂きたいということですね。でないと、この前も地震がありましたんですけども、30年以内に地震がきますし、たいがい壊れるのは盛土の上の家なので、入れるんだったら排水対策をちゃんとするし、入れないんだったら最初から入れないというようなことをして頂く。それから、転圧による締め固めはちゃんとして頂くというようなことは全然アセスの基準とは関係ないですが、お願いをしておきたいと思えます。

株式会社シードコンサルタント

先程のご意見については、当然安全な造成計画、最初の雨水につきましても、土質調査をして妥当な計画で考えます。それと、盛土については、施工の転圧とかにつきましても、安全な計画でやっていきます。

会長

他、何かございますか。

F 委員

ちょっと、確認させて頂きたいんですが、資料7の11ページ目のところで、動線計画のフラットな接続ということで、現在は高低差があるため階段による接続とあるんですけども、ここは、事業計画地外になるかと思いますが、この赤い線が階段のところかと思うんですけども、これは今も、そういう風な形になっていて、それをまた整備しなおすのか、このあたりについても、考え方をちょっと確認させて頂きたいと思います。

株式会社シードコンサルタント

まず、区域外です。そこは、垂水1号線という道路の区域内になります。ということで、道路管理者が管理している土地になるんですけども、そういうところを盛土する、整備するので、当然都市計画法だけでなく、道路の部分もありますし、道路管理者とも協議して進めていきたいと思います。

F 委員

ちょっと、現地が今どのような状況になっているか覚えてないんですけども、今後整備をされるという認識でよろしいのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

はい。

F 委員

ありがとうございます。

株式会社大林組

今、申し上げた補足なんですけれども、事業区域外で市さんの土地になりますので、整備させて頂けるように協議をしていきたいと思っております。

#### G 委員

先程の排水に関する事で、確かに緊急動線が多くできることは望ましいことだと思うのですが、例えば大雨が降った時に逆に水の流れるルートになってしまうということも考えられます。水の流れを考えないと、一時避難所にならないという可能性もあると思います。それと、もう一つなのですけれども、資料 3 の騒音・大気質の影響についての検討というのがあります。これは、例えばその前に風のシミュレーションされています。風の影響を考慮して、騒音・大気の影響を検討されているのでしょうか。騒音とか大気の排気ガスの流れというのは、風の影響に大きく左右されると思います。そこを少し教えて頂きたいと思います。

#### 株式会社シードコンサルタント

まず、資料 3 でお示ししておりますのは、純粹に風の影響は考慮せずに音の伝搬だけを考慮したものでございます。

#### G 委員

ということは、例えば、シミュレーションをされているような風が実際に吹いた時には、この資料 3 の内容が変わると考えてよいですか。音、ガス、排気ガスなどは風の影響というのを大きく受けると思いますので、風の影響を少し加味された方が、現実的かなと思います。

#### 株式会社シードコンサルタント

おっしゃることは、理解させていただきます。今回、風のシミュレーションで示しておりますシミュレーションパターン、資料 4 の 2 枚目のスライドで示していますように、街区全体への取り込みの風の流れとしましては、昼間は南西方向及び北東方向を中心に考えております、現況ではそれが卓越風だということで取り込みを考えております。で、名神からの影響を考えた場合は、北風及び北西風になりますので、その辺のところは風向きが少ないということと、防音壁とかが建てばそれが遮断する、という形になりますので、風の流れを加味しても大気質の影響については影響を及ぼさないというか、現状と差はないものになると考えております。

#### 会長

他、よろしゅうございますか。では、私からちょっと二つ三つ教えて頂きたいんですが、今現在、名神に沿った北西あたりの現状の騒音レベルってどれくらいなんですか。

#### 株式会社シードコンサルタント

すみません。今、アセスメントの報告書をですね、作成している中で、現況調査をして

おりまして、それはまだまとまっておりませんので、それはまさしく現況調査としてやっておりますので。

会長

まあ、そうでしょうか。かなり大きくはないんですか。

株式会社シードコンサルタント

現場踏査をしている感じでは、大きいと思います。

会長

大きいでしょうね。ということになると、この保全すべきところじゃなくて街区内、要するに計画区域内の騒音基準って問題にならないんですか。将来的に作った場合にですね。その、アセスの対象ではないかもしれないけれど、今回のこの計画地の中における環境基準等との対比という意味では問題になりそうもない感じなんですか。

株式会社シードコンサルタント

その件につきましては、これはちょっと一般的な解釈論ですけども、いわゆる名神が現況ありまして、後からきた住宅につきましては環境基準等の適用はされないというような考え方が、今一般的であるかと思います。ただし、事業者としましては当然のことながら、事業計画地内の宅地のことでありますので、当然、先程の風の流れ、取り込みも加味したうえで、じゃあ、騒音対策ということに関しては、それを加味したような住宅、窓の取り付け位置だとか、あるいは植栽をするだとかといった提案をしていきたいと思っております。

会長

それから、歩車共存という言い方なんですけども、自転車と歩道との共存という意味ですよね。今ご説明を聞いていると、自動車は通らないんですよ。黄土色かなんかで表わされている歩車共存は。

株式会社シードコンサルタント

今、言葉としてお示ししております、歩車共存道路の車は自動車ですので、自動車と歩行者が共存する道路という。

会長

そういう意味ですか。いや、さっき聞いていたら、自転車っていうふうにおっしゃられ

たんで。

株式会社シードコンサルタント

それで、事業者の思いとしましてはですね、そこを基本歩行者動線、歩行者専用道路という風にしたいわけではありますけれども、そうすると、これは府等の指導におきまして、自転車等を通せないということになります、今後、自転車も含めた歩行者といいますか、自転車と歩行者を安全に通行していくための道路ということで、関係部局と協議はしていきたいと思っております。今は、緊急車両の走行ということに限って歩車共存道路というようなことはできないかというふうには考えております。

会長

ということは、一般の自動車は通らない、通さない。

株式会社シードコンサルタント

今は通れる歩車共存道路、文字通り歩行者と自動車の共存道路です。

会長

としてプランしているけれど、将来的には一般の自動車が通れないような道路にできればしたいと、そういう意味ですか。

それと、すみません、もう一つ言葉づかいの問題で、一時避難の機能の継承という言い方なんですけども、これ、一時避難地にはしないんですよ。この公園を。公園、1ha ないですよ。4700 m<sup>2</sup>かなんかそれくらいの規模やったと思うから、吹田市の言うところの一時避難地に適合しない広さやと思うんですけども。そこに支援する基地は設けるけれど、一時避難地になるわけじゃないわけですよ。

株式会社シードコンサルタント

それにつきましては、ちょっと決まり上の説明になるんですけども、一時避難地にするかしないかというのは事業者が決めることではなくて、それは、市がですね、事業者の方に依頼するというような中で一時避難地は指定されます。ということで、先程、私の説明の中にもあったかと思えますけれども、今おっしゃられましたように、おおむね 1ha 以上ということも書かれていますので、それには該当しないというような場所になるかというように、事業者としても思っております。それを市がどういう風に考えられるかというのはあると思うんです。それはそれとしまして、事業者としまして、ご意見がありますから、一時避難地を継承ということではなく、一時避難地としての機能を持たせたようなスペース、中央公園だとかあるいは集会所を設けたいと。あるいはそれにつながる動線計画をしたいと思っております。

会長

分かりました。ありがとうございます。他、何かございませんか。よろしいですか。まだ、この後、審議する事項が、あっ、はい、どうぞ。

C 委員

今の塚本会長が仰ったことの補足みたいなものなんですけども、ここにできる住宅っていうのは、アセスメントの対象にはなっていないわけですけども、後住者だからって許されるわけではなくて、やはり、そこにお住いになられようとしている方には、ちゃんと適切なお説明をして頂きたいと思います。もし、屋外で環境基準を満たしていないならば、少なくとも住宅の中では、屋内基準を満たすようにする工夫を説明してほしいと思います。それから、もう一つは、樹木を植えるのはあまり騒音防止にはならないんですけども、少しでも周りに何か工夫ができるものなら考えて頂きたいと思います。ちょっと補足です。

株式会社シードコンサルタント

はい。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。どうしてもしゃべりたい方おられませんか。それでは、時間も押してきてますので、議事次第の 3 番、吹田市環境影響評価審査会意見案についてということで行きたいと思います。それで、事務局に資料 10 を作って頂いておるんですけども、一応、ご存知かと思いますが補足しておきますと、この審査会意見案というのは、先程事務局からの説明でもありましたけれども、提案書の段階の意見案ですので、調査、予測、評価の方法論に関するものですね。それが、主たる意見の中身になります。環境取り組み内容に関するコメントは、またいろいろ出てくるとは思いますが、この場でもお話いただけてますし、また、事業者の方でも、評価書案の段階で取り込みたいというふうにおっしゃられていますので、それはそれで、お聞きしておきたいという風に思います。まあ、そういった意味で、提案書の段階としての審査会意見案というのは、調査、予測、評価の方法に関することが中心になるんですが、一部ですね、予測、評価と関連する環境取り組み内容についての意見もあるという風にお聞きしてますので、そういう意味で、そういう観点からもですね、事務局の方で盛り込んだ案を作っていただいているということで、ご説明を受けたいと思います。資料 10 は、結構細かくありますので、前文と全体構成と個別事項について分けて行っていきたくと思います。それでは事務局から、前文と全体構成についてまずご説明をお願いします。

事務局（丸谷主査）

（「資料 10 （仮称）吹田円山町開発事業に係る環境影響評価提案書に対する吹田市環境影響審査会意見（案）」をもとに審査会意見（案）のうち前文と全体事項についての説明）

会長

ありがとうございます。今の、前文と全体事項を含めました事務局（案）につきまして何かございますか。よろしゅうございますか。

これ、複合影響の方は、もう一つの方の事業者の側からデータを色々もらえるということはどう、出来ているんですか。

事務局（丸谷主査）

はい。そのように申し伝えて、了承いただいています。どこまでの精度のものが出てくるかということは、現在事業者で調整を図って頂いております。

会長

分かりました。ありがとうございます。それでは、個別事項の方に入っていきたいと思えます。では、個別事項のご説明の方をお願い致します。

事務局（丸谷主査）

（資料 10 をもとに、個別事項について説明）

会長

ありがとうございます。それでは、個別事項の各々について、ご意見、ご質問等ございましたら、一つずつお願いしたいと思います。中身はどこからでも結構です。如何でしょうか。はい、どうぞ。

H 委員

ありがとうございました。温室効果ガス・エネルギーに関するところですが、環境取り組みをこれから、なされていくということで、出来るだけ、高効率な省エネルギー機器を導入していくというような方針だと理解しています。予測、評価の方法のところでは、計画で予定している環境取り組み内容を実施した場合と実施していない場合、その比較をするということが書かれていると思うのですが、当然ながら実施した場合の方が温室効果ガスは削減されるわけですし、省エネルギーにもつながるということは、自明のことと

思います。つまり、取組をした場合としなかった場合の比較というところにはあまり意味がないのかなと思います。むしろ、削減目標に対しての現状の位置付け、つまり目標と現況の乖離を評価したうえで、目標に向けた今後の改善に向けてどういうふうに結果をフィードバックしていくのかというところがけっこう大事なかなと思っています。つまり、取組を行った場合とそうでない場合の比較というところに重きを置くというよりは、削減の効果をシミュレーションなりを通じて評価することによって、今後の改善にどうつなげていくか、あるいは、削減目標に対してどのくらいまで近づけることが可能か、というところの方が大事なのではないのでしょうか。少しこれらの点について検討頂けるとよいかと思いました。

事務局（丸谷主査）

そちらの方につきましては、現況の調査もやって頂きますので、ターゲットとして、しなかった場合の一般的なものというのは、今、基準が恐らくありませんので、しなかった場合にも、もちろんそれも示して頂いたうえで、あとは、した場合でこれが十分かどうかというところについて、先進事例の方の調査も含めて、示して頂きたいと思いますので、評価書案の時にその結果を見て頂いて、事業者の目標が、十分か十分でないか等を含めて、またご議論を頂ければというふうに思います。

会長

そういう意味では、この意見案の文言修正とか、何かご提案とかございますかね。精神としては、今みたいな形でやって頂くのは、それはそれでいいと思うんですけども、それを表すためには、審査会意見案という形では、こういう表現になったほうが望ましいとか、なんか、そういったご意見ございますでしょうか。

H委員

はい。ありがとうございます。方針について、承知しました。文言については色々な書き方があるかと思いますが、例えば、いろんな先進事例などを踏まえて、これからの対策のあり方に、評価結果をうまくつなげていくとか、そういった事を少し含められると、評価の意味合いや意義がはっきりしてくると思います。文言については、色々書きようが有ると思いますし、後から、私の方でも表現については何か提案させて頂くことは可能かと思っています。いずれにしても、評価を実施して、その結果をどういう風に今後の改善に生かしていくか、ということが何らかの形で書かれていることが大事なかなという風に思います。

会長

そうだとすると、例えば、3番の予測及び評価の方法の、後ろのところには何か付けますか。



出てきた結果を環境取り組み内容に反映させるとか、環境取り組み内容を考えるのに考慮するとか、たぶんそんなニュアンスかなと思うんですけども。

事務局（丸谷主査）

はい、評価項目としては、こういう形で、出た結果については、十分に環境取り組み内容にフィードバックさせることというような文言で、一度事務局の方で案を、また作成させて頂きます。

会長

流れではですね、今日頂きましたご意見案に基づいて、事務局が再度案を作りまして、その結果について、会長と副会長に一任みたいな流れに多分なるんじゃないかと思うので、ちょっとこまかくお聞きしておきたいと思っておりますので。

他、何かございますか。

特に、先程ご説明ありましたように、提案書の段階と結構違っているのは、4番の騒音のところ、何人かの、先程の中でもコメントとして、シミュレーションを実際にやればというご意見ございましたので、それが反映された話になるんじゃないかと思うんですけども、これはこれでよろしゅうございますか。やはり、シミュレーションをやって頂いた方が、私もいいかなと思うんですけども。何かございますか。じゃあ、これはこのままでいきたいと思えます。他何か、何でも結構でございますけども。

I 委員

すみません。ちょっとお聞きしたいんですけども、付帯意見のところ、道路、公園は、公共施設で、吹田市がされることになっているんですけど、中身について、ここで意見いうこと出来るんですか。こういう公園にしろとかいう。例えば、周辺の環境にマッチしたとか、特に、垂水神社が近くにあるので、その景観とか、植物なら、そういう種に合わせてやれとか、ビオトープを作れとか、そういう意見はここで言ってもよろしいですか。

事務局（丸谷主査）

その詳細の内容につきましては、評価書案が出てきた段階で、またその中身の環境取り組みを見て頂いて、そこで、最終的に市長意見として入れるのかどうか、ということも含めて、何回か審査会を、評価書案についての方が多くさせて頂きますので、その中で具体案としては、頂ければと思います。それにあたっての前段部分として、行政の担当部局と事業者に対しての、付帯意見という程度で現在は考えております。

I 委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

まあ、ただ議事録に残しておいて頂ければ、評価書案の審査会意見案を作る時に参考になるとと思いますので、今言っていて頂いてよろしいんじゃないですか。概要で。いかがですか。その段階でよろしいですか。今じゃなくて。この意見案に入らなくても、こういうご意見が本日の審査会の中で出ていたという議事録は残りますので。よろしゅうございませうか。わかりました。他、何かございますでしょうか。

B 委員

すみません、僕、リスク管理で呼ばれているものですから、この一番最初の頭の部分のところの、1 ページ目の 4 行目の、最新の科学的技術の知見の前にですね、「予測の不確実性を十分に考慮したうえで」とかを一言書いていただくと、リスク管理の側からするとうれしいです。

会長

これは、よろしいですか。

事務局（丸谷主査）

はい。「予測の不確実性を考慮し」という文言ですね。

会長

他、何か、どんなことでも結構でございますが。

A 委員

あの、ちょっと、やれというわけじゃないんですが、例えば、騒音のところ、名神から出る騒音が土地利用の変化と、建物で変化するのをシミュレーションしてください、とこういう話になるわけですね。そうすると、大気質も同じことがいえて、そういうことが出てくる可能性があるんですね。私はあえてする必要はないとは思ってるんですが、そこらへん上手にしないと、恐らくそういう話が出て来そうな気が致しますので、そこは上手に説明をして頂きたいな、というのは思います。ちょっと、懸念をします。

会長

これはいかがですか。

事務局（丸谷主査）

こちらにつきましては、まさに今ご審議の中で、先程恐らく、資料 3 の方で事業者の方

からもご説明があったかと思うんですけども、大気質につきましては、元々広域的な部分ということもありますので、変わることによってですね、先程の説明を踏まえて、まさに大気質も必要かどうかということについては、ご意見を頂きまして、審査会として必要であるということであれば、意見の方に、事務局としては反映させて頂きたいと考えておるところですが、その辺の、ご意見を頂戴できればと思います。

会長

分かりました。これは、ある程度審査会でやるのかやらないのか決める話だと思いますので、今の大気質に関するシミュレーションやるべきかやるべきでないかについて、ご意見ございますでしょうか。

A 委員

ちょっといいですか。シミュレーションする必要はないと思うんですが、例えば測るっていうのは無理なんですか。測定するという、近所で。期間を区切ってもいいと思うんですが。一年じゃなく。

株式会社シードコンサルタント

アセスの手続きの中に事後調査というのがございますので、その中でご議論の結果も踏まえて実測でしていければと、今ちょっと思っております。

A 委員

今測れたほうがいいんじゃないですか。

株式会社シードコンサルタント

大気の話でしたね。騒音は例えば事前の調査をやりますね、大気は、今垂水局の大気質のデータを使うように考えておりますので、そのデータの比較ということで、考えております。

A 委員

垂水局っていうのは、名神から少し離れているんですか。

株式会社シードコンサルタント

今、江坂公園がある旧の消防署のところですよ。

A 委員

少し離れてますね。

会長

いかがでしたでしょうか。

A 委員

いや、大丈夫だとは思うんですけども、こういう文章が出てくると同じ事がいえるのかなと、すこし思ってしまった。

会長

いかがでしたでしょうか。大気です。少なくとも現況調査はなんとか垂水局じゃなくって、これは可能なんですか。可能かって何でも可能なんでしょうけども。

A 委員

通年するとなると大変なんで、まあ。

株式会社シードコンサルタント

測定した場合ですけども、ただ、大気の場合は気象条件とかです、非常にその結果が異なってくるというのが考えられると思いますので、確かに、事前と事後をやった時に、どんぴしゃ、それで、今回みたいなのは、地盤とかの土地が変わったので大気の結果がどういう風になるかだと思うんですけども、それ以上に、非常に気象とかのファクターで、なかなかやった場合においても、ちょっと結果が、良く見えない結果になるんじゃないかなというのがちょっとございます。

副会長

私はですね、どちらかといえばやったほうがいいと思うんですが、一つ別な観点なんですけどね、今日の資料で、パッシブな街区に風を通すってことプラス住居に風を通すという話が出てきてますよね。そうなってくると、当然、その大気汚染物質が部屋の中に入ってくるってことになりますよね。まあ騒音もそうなんですけれども。そういった場合に、この住宅地の売り文句っていいのか、どうなるか分かりませんが、騒音とか大気汚染が懸念されて、窓が開けられないという状況が十分に考えられますよね、特に高速道路に近い側ってというのは。そうなってくると、せっかく、提案されているパッシブな自然エネルギー、自然風利用とかそういったことが全くななくなってくる。むしろ、対策は逆になってきて、高气密、高断熱化で騒音を防止するために密閉型の住宅にしようとか、こういう選択肢も逆にありえるわけで、私はそれでもいいと思っているんですけど。実はですね。ここで、そんなに風通しのいい住宅が、本当に成り立つのかっていうのが非常に疑問で、そういったことも考えると、やはり、住宅地が将来暴露される空気質とか騒

音というのは、これをおさえたいという設計するっていうのが本来の設計のやり方ではないかと、住宅地としてはですね、こういった特殊な立地ですから、周辺影響というのも当然見ながらですけど、その両方の意味合いで、気象調査をしていって頂くと、そういった観点でやって頂ければ、アセスの為だけってわけではなくて、今後の住居設計とか街区設計にも役立つデータになるんじゃないのかなと、そういう風に思うんですがいかがですか。今すぐご返事できないのかもしれませんが。

株式会社シードコンサルタント

アセスの中で、今おっしゃられていることをこれから評価書案をまとめていく中で、どういう風にしていけるかなあとということを考えておまして、それを考えると、今から大気調査となると難しいという風に思います。アセスということのをのけて、今おっしゃられたことは、非常に理解はできるかなと思いますので、その辺、アセス書としてどうまとめていくかというところでございますが。

会長

えっとね。どうでしょうかね。この提案書に対する意見案という意味では、やはり、アセスの方法論が中心になる意見案ですので、今おっしゃられたことは、流れとしては、私も大事なことだとは思いますが、先程までの騒音の話で考えてみても、この街区内での環境がどうなるのかというのは非常に重要な要素だと思うんですけども、それはじゃあ、追々ですね、評価書案作成の段階の中でご検討頂くという風な意向を今日は頂いたということによろしいですか。それだとそれで、本日の審査会の意見案はですね、提案書に示された現況調査あるいは、予測評価の方法に関する審査会としての意見ですという段階でまとめていきたいと思っておりますし、それによろしゅうございますかね。どうでしょうか。事務局の方。

事務局（佐藤室長）

そうですね、実際問題、大気の測定をするとなるとですね、事業者の方もおっしゃっていただんですけども、風向とかによって、大きく変わりますし、あと、大気の安定不安定でも変わりますので、確かにどんびしゃで名神の方から吹いてきて、しかも条件の悪い時での大気をおさえるとなると、かなり難しいという面があるので、できれば、騒音と大気の伝搬の仕方の違いみたいなところを踏まえて、騒音でやった予測をもとにうまく説明、既存の住宅への影響は説明する。で、今副会長からいただいた新しく作る住宅の住環境ということですね、それにつきましては、どうなんですかね、先程の風のシミュレーションで、結局、風の主風向は、名神の方から吹いてくる風ではなくて、名神にどちらかという平行に沿った風の事を考慮してということなので、基本的には名神からの影響は防御するような方向で考えて頂くというような方向になるのかなあとと思うんですけども。ちょっと具

体的に調査、大気の調査ということではなくて、あくまで、シミュレーションの考え方の中で説明は、環境取り組みの中でそういったことに対しては配慮を行うというような方向になるのかなというふうには思うんですけども。

I 委員

名神では測ってないんですか。

事務局（佐藤室長）

測ってはいるんですが、あの場所ですってというのは。

I 委員

あの場所じゃなくて、交通量で割ったらだいたいそんな変わらないと思うけども。

事務局（小山主査）

市内に自動車測定局は存在しないということです。名神沿いの自動車測定局はありません。高槻市の方にあるということは聞いています。

I 委員

名神道路で測っていれば、大体の量くらいはつかめるんじゃないかと思ったんですけども。

J 委員

粒子状物質はかなり飛んでますね。私達は大学が名神の横なんで、研究室の換気扇は真黒です。

会長

どうでしょうかね。今日の段階では、決めきれない話だと思いますので、評価書案の中で、環境取り組みの内容を決めて頂く時にですね、十分、今日議論された中身を考慮して頂くということで、それこそ、松井委員がおっしゃられた、予測だけで全部決まるんじゃないよという話ですよ。まあ、そういうことに本日のところはしておきたいという風に私の方は思うんですが如何でしょうか。今日のところは、提案書に提示された調査及び予測・評価に関するですね、補足を加えたというところに抑えておいて、今出てきてます、特にアセスそのものの対象にはなっていないと思うんですけども、やはり、この住居が作られて、そこに住む人たちの環境がどうなるのかというのは、やはり考えておく項目の重要な項目だとは思っているので、それをこれ以降の中でも一つの視点として持って、事業者には調査あるいは検討して頂く、そういうことにしておきたいと思いますが如何でし

ようか。よろしゅうございますか。そういうことで、本日のところはまとめさせていただきたいと思います。それではですね、他にないようでしたら、もう時間も超過しておりますので、審査会意見案にいくつかコメントが出ましたので、そのコメントに基づきまして、もう一度事務局の方で案を作り直して頂きましてですね、先程ちょっと言いましたけども、会長副会長に多分一任みたいな形になるんじゃないかなと思うんですけども、その流れを一応ご説明いただけないでしょうか。

事務局（丸谷主査）

それでは、会長から言って頂きましたように、審査会案に修正を加えまして、修正内容につきましては、原委員と松井委員からいただいたご意見を付け加えるという形になるかと思しますので、この2点につきましては、原委員と松井委員に直接ご確認を頂いたうえで、会長、副会長に最終確認という形をとらして頂きたいと思っております。それで、最終的に審査会の答申とさして頂ければと思っております。

会長

これはもう一度皆さんにフィードバックされるんですか。それとも出てきた案は。

事務局（丸谷主査）

そうですね。原委員と松井委員に確認いただいて会長、副会長の最終確認の取れたものを皆さんにお示しさせていただきます。

会長

分かりました。最終的な案の段階で、私と山中先生と二人で確認させて頂いて答申案を作成して頂くということでよろしゅうございますか。すみませんが、それではそういうことでお任せいただきたいというふうにお願致します。

以上で本日の審査会を終わりにしたいと思います。どうも長時間、ありがとうございました。